

和歌山県持続性の高い農業生産方式導入指針（追加分）

追－４０ アスパラガス（半促成長期どり）

平成２２年３月

和歌山県農林水産部

追-40 アスパラガス(半促成長期どり)

堆肥等の有機物施用を主体とした土壌の理化学性の改善を図るとともに、肥効調節型肥料、有機配合肥料を組み合わせた施肥効率の向上によって生産の安定化を図る。

また、病害虫の防除では発消長を的確に把握し、適期防除に心懸けるとともに、耕種的防除等を組み合わせ、効率的な防除に努める。

区分	持続性の高い農業生産方式の内容	使用の目安
たい肥等施用技術	○たい肥等有機質資材施用技術 土壌診断結果に基づいた適切な有機質資材(牛ふんオガクズたい肥(C/N比20以下)、バーク堆肥(C/N比25以下)等)の施用を基本とする。	牛ふんオガクズたい肥 2t/10a バークたい肥 2t/10a
化学肥料低減技術	○基肥施用では、土壌診断に基づいた肥効調節型肥料の施用を基本とする。 ○有機質肥料を施用する場合、基肥は全層施用(栽培初年度)、追肥は局所施用とする。	窒素成分量 40kg/10a以下 2年目以降 窒素成分量 50kg/10a以下 2年目以降
化学農薬低減技術	○生物農薬利用技術 BT剤等による防除 (対象病害虫等：ハモンヨトウ、ヨトウムシ等) ○マルチ栽培技術 バーク、稲ワラ等によるマルチ栽培 (対象病害虫等：雑草)	化学農薬散布回数 20%以上削減
その他の留意技術		

(注1) たい肥の施用量は、県内産牛ふんオガクズたい肥の施用を前提とした目安である。これら以外の品質(N供給能等)を有する資材を施用する場合は、たい肥の品質に基づき施用量を補正する必要がある。

(注2) 肥効調節型肥料を基肥とする場合、作型や品種の吸収パターンを考慮して資材を選択し、施用量を決定する必要がある。窒素施用量は半促成1作での全施用量(基肥+追肥)の上限の目安である。前作の施肥窒素が残っている場合は土壌診断を行い、診断結果に基づき施用量を決定する。

(注3) ナタネ油粕等加里含量の低い有機質肥料を施用する場合、他の資材で加里含量を補正する必要がある。